

福山市教育委員会会議（第11回）議事日程

2025年（令和7年）1月20日  
午後2時 於：教育委員室

日程第1	会議録の承認について	
日程第2	教育長報告について	1
日程第3	議第50号 福山市就学援助費支給規則の一部改正について	2

教育長報告

12月	19日	木	学校訪問（大谷台小）
	20日	金	
	21日	土	
	22日	日	
	23日	月	
	24日	火	連合福山政策制度要求回答（中会議室）
	25日	水	
	26日	木	
	27日	金	仕事納め式
	28日	土	
	29日	日	
	30日	月	
	31日	火	
1月	1日	水	
	2日	木	
	3日	金	
	4日	土	
	5日	日	
	6日	月	仕事始め式 新年互例会（福山ニューキャッスルホテル）
	7日	火	
	8日	水	エフエムふくやま「ハロー！商工会議所」ラジオ収録（エフエムふくやま）
	9日	木	学校訪問（遺芳丘小）
	10日	金	
	11日	土	
	12日	日	福山消防出初式（草戸大橋下流芦田川左岸河川敷） 2025年（令和7年）福山市二十歳の集い（リーデンローズ） 第3回福山生徒会サミット（市立大学）
	13日	月	
	14日	火	学校元気大賞部門表彰（明王台小）
	15日	水	
	16日	木	学校元気大賞部門表彰（坪生小）
	17日	金	学校訪問（緑丘小）
	18日	土	
	19日	日	
	20日	月	校長面談 第11回教育委員会会議

## 議第50号

### 福山市就学援助費支給規則の一部改正について

福山市就学援助費支給規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

#### (改正理由)

学校給食費の公会計化に伴い、就学援助費として支給される学校給食費については公金振替により当該費用に充てることができるようにするとともに、受給者の負担軽減を図るため、所要の改正を行うもの。

#### (改正要旨)

##### 1 支給方法について

就学援助費の支給は原則金銭給付としているが、公会計化する学校給食費については、就学援助費の支出を直接収入に振り替える（公金振替処理）ことができるものとする。

(第8条関係)

##### 2 入学準備費の支給内容の通知について

現行は、受給者が、入学準備費を受けた後、入学する学校に届け出ることとしているが、改正後は、教育委員会が、入学する学校に支給内容を通知するものとする。就学予定者が入学準備費を受給した後、入学前に市外に転出した場合にあっては、当該就学予定者が住所又は居所を有することとなった地方公共団体の教育委員会に支給内容を通知するものとする。

(第10条関係)

##### 3 就学援助費の返還について

2の後段の通知を行うことにより、他の地方公共団体での二重支給を防ぐことができるため、受給者に入学準備費の返還を求めないこととする。

(第10条及び第11条関係)

##### 4 就学援助費の返還について

支給の対象となるべき要件を欠くこととなったとき、又は援助費の支給を受ける必要がなくなったときは、受給者からの届出がない場合であっても、返還を命ずるものとする。

(第11条関係)

##### 5 その他規定の整理

#### (施行期日)

2025年（令和7年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市就学援助費支給規則の一部を改正する規則

福山市就学援助費支給規則（平成30年福山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(支給費目)</p> <p>第6条 援助費の支給費目は、次に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部について支給するものとする。</p> <p>(1) 学用品費</p> <p>(2) 通学用品費</p> <p>(3) 校外活動費</p> <p>(4) 入学準備費</p> <p>(5) 修学旅行費</p> <p>(6) 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する医療費</p> <p>(7) <u>学校給食費</u></p> <p>(8) オンライン学習通信費</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(支給費目)</p> <p>第6条 援助費の支給費目は、次に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部について支給するものとする。</p> <p>(1) 学用品費</p> <p>(2) 通学用品費</p> <p>(3) 校外活動費</p> <p>(4) 入学準備費</p> <p>(5) 修学旅行費</p> <p>(6) 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する医療費</p> <p>(7) 給食費</p> <p>(8) オンライン学習通信費</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第7号に掲げる援助費については、当該援助費を公金振替により当該費用に充てることができるものとする。この場合において、当該公金振替を行ったときは、受給者に対し援助費を支給したものとみなす。

(受給資格等の届出)

第10条 受給者は、第3条に規定する援助費の支給の対象者となるべき要件を欠くこととなったとき、又は援助費の支給を受ける必要がなくなつたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、就学予定者の保護者に第6条第1項第4号に掲げる援助費を支給したときは、当該就学予定者が就学する学校に、当該援助費の支給内容を知するものとする。当該就学予定者が当該援助費の支給を受け、入学前に市外に転出した場合にあっては、当該就学予定者が住所又は居所を有することとなつた地方公共団体の教育委員会に当該援助費の支給内容を知するものとする。

(援助費の返還)

第11条 教育委員会は、援助費の支給を受けた受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、援助費の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により援助費の支給を受けた場合
- (2) 第3条に規定する援助費の支給の対象者となるべき要件を欠くこととなつた場合、又は援助費の支給を受ける必要がなくなつた

場合

(削除)

(新設)

(受給資格等の届出)

第10条 受給者は、第3条に規定する援助費の支給の対象者となるべき要件を欠くこととなつたとき、又は援助費の支給を受ける必要がなくなつたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 受給者が就学予定者の保護者である場合は、第6条第1項第4号に掲げる援助費の支給を受けた後、当該就学予定者が就学することとなつた学校について、別に定める時期までに教育委員会に届け出るものとする。

(援助費の返還)

第11条 教育委員会は、援助費の支給を受けた受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、援助費の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により援助費の支給を受けた場合
- (2) 前条第1項の規定による届出を行った場合

(3) 前条第2項の規定による届出に係る就学予定者が、本市の住民基本台帳に記録がなく、かつ、本市の区域内に居住しなくなつた

	<p>場合</p> <p>(4) その他教育委員会が援助費の支給が適当でないとする場合</p>
--	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。